



平成 29 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 セイコーホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 中村 吉伸  
(コード番号 8050 東証第 1 部)  
問合せ先 総務部長 田嶋 直樹  
(TEL 03-3563-2111)

### 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 156 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 単元株式数の変更

###### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

###### (2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

###### (3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

###### (4) 変更の条件

本株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案および「3. 定款の一部変更」に関する議案が、いずれも承認可決されることを条件といたします。

## 2. 株式併合

### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、当社株式について 5 株を 1 株とする株式併合を実施することといたしました。

### (2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の比率 平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記載された株主の所有株式 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。
- ③ 効力発生日における発行可能株式総数 149,200,000 株（併合前：746,000,000 株）  
株式併合の割合と同じ割合で発行可能株式総数を減少いたします。
- ④ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	207,021,309 株
併合により減少する株式数	165,617,048 株
併合後の発行済株式総数	41,404,261 株

(注) 「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

### (3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	14,065 名（100.00%）	207,021,309 株（100.00%）
5 株未満	234 名（1.66%）	303 株（0.00%）
5 株以上	13,831 名（98.34%）	207,021,006 株（100.00%）

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、5 株未満の株式のみご所有の株主様 234 名（所有株式数の合計 303 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りまたは買増し制度をご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

### (4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

### (5) 併合の条件

本株主総会において、株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

### 3. 定款の一部変更

#### (1) 定款変更の目的

- ①本株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合の割合（5分の1）に応じて発行可能株式総数を7億4,600万株から1億4,920万株に変更するとともに、上記「1. 単元株式数の変更（1）変更の理由」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。
- なお、本変更については、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力を発生する旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。（変更案第6条、第8条、附則）
- ②取締役会の運営について柔軟な対応を可能とするため、取締役会の招集権者および議長を、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役に変更するものであります。（変更案第27条）
- ③取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材を継続的に確保するため、会社法第426条および第427条に定める取締役および監査役の責任免除制度に基づき、取締役および監査役の責任免除の規定を新設するものであります。なお、変更案第32条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。（変更案第32条、第42条）
- ④その他、上記の各変更に伴う条数の変更を行うとともに、一部文言の加除、修正を行うものであります。（変更案第10条、第12条、第15条、第19条、第22条、第24条、第30条、第31条、第35条、第37条、第38条、第40条、第41条）

#### (2) 定款変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7億4千6百</u> <u>万株</u> とします。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億</u> <u>4,920万株</u> とします。
(単元株式数) 第8条 当社の1単元株式数は、 <u>1,000株</u> とします。	(単元株式数) 第8条 当社の1単元株式数は、 <u>100株</u> とします。
(単元未満株式の買増し) 第10条 <u>当社</u> の単元未満株式を有する株主は、「 <u>株式</u> <u>取扱規則</u> 」に定めるところにより、その有 する単元未満株式の数と併せて単元株式数 となる数の株式を売り渡すべき旨(以下「買 増し」といいます。)を請求することができ ます。	(単元未満株式の買増し) 第10条 <u>当社</u> の単元未満株式を有する株主は、 <u>株</u> <u>式取扱規則</u> に定めるところにより、その有 する単元未満株式の数と併せて単元株式数 となる数の株式を売り渡すこと(以下「買 増し」といいます。)を請求することができ ます。

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 12 条 当会社の株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事項は、<u>この定款に定めるもののほか取締役会が定める「株式取扱規則」</u>によります。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、社長が招集し、議長となります。</p> <p>2. 社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会が定めた順序にしたがい他の取締役が株主総会を招集し、または議長となります。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第 19 条 株主総会の議事録は、<u>会社法第 318 条の定めに従って作成し、会社に保存します。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。</p> <p>2. <u>取締役が欠員になっても法定の人数を下回らない場合には補欠選任を行わないことができます。補欠選任された取締役の任期は、前任者の任期満了時までとします。</u></p> <p>3. <u>増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了時までとします。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 24 条 取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選任</u>することができます。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 12 条 当会社の株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規則</u>によります。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、社長が招集し、議長となります。</p> <p>2. 社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となります。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第 19 条 株主総会の議事録は、<u>法令の定めに従い書面をもって作成し、当会社に保存します。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。</p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了時までとします。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 24 条 取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができます。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第 27 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となります。</p> <p>(新 設)</p> <p>2. <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、</u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。</p>	<p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第 27 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となります。</p> <p>2. <u>代表取締役が複数あるときは、代表取締役のうち、あらかじめ取締役会が定めた者が取締役会を招集し、議長となります。</u></p> <p>3. <u>前 2 項の規定により取締役会を招集し、議長となるべき者に欠員または事故があるときは、</u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 30 条 取締役会の議事録は、法令の定めに従い書面をもって作成し、出席取締役、出席監査役が記名捺印のうえ<u>会社</u>に保存します。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 30 条 取締役会の議事録は、法令の定めに従い書面をもって作成し、出席取締役、出席監査役が記名捺印のうえ<u>当会社</u>に保存します。</p>
<p>(取締役会規則)</p> <p>第 31 条 取締役会の運営は、取締役会が定める取締役会規則によります。</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第 31 条 取締役会の運営は、<u>法令または本定款のほか、</u>取締役会が定める取締役会規則によります。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 32 条 <u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができます。</u></p> <p>2. <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができます。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とします。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="325 241 683 271">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="209 331 547 360">第32条～第33条（条文省略）</p> <p data-bbox="225 421 395 450">（監査役の任期）</p> <p data-bbox="209 465 799 584">第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。</p> <p data-bbox="268 600 799 757">2. <u>監査役が欠員になっても法定の人数を下回らない場合には補欠選任を行わないことができます。補欠選任された監査役の任期は、前任者の任期満了時までとします。</u></p> <p data-bbox="209 817 432 846">第35条（条文省略）</p> <p data-bbox="225 907 347 936">（監査役会）</p> <p data-bbox="209 952 799 1108">第36条 監査役会は、法令または<u>定款</u>に定める事項のほか監査役の職務の執行に関する事項を決定することができます。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできません。</p> <p data-bbox="225 1214 421 1243">（監査役会の決議）</p> <p data-bbox="209 1258 799 1332">第37条 監査役会の決議は、監査役全員の過半数により決定します。</p> <p data-bbox="209 1438 432 1467">第38条（条文省略）</p> <p data-bbox="225 1527 448 1556">（監査役会の議事録）</p> <p data-bbox="209 1572 799 1691">第39条 監査役会の議事録は、法令の定めに従い書面をもって作成し、出席監査役が記名捺印のうえ<u>会社</u>に保存します。</p> <p data-bbox="225 1751 395 1780">（監査役会規則）</p> <p data-bbox="209 1796 799 1870">第40条 監査役会の運営は、監査役会が定める監査役会規則によります。</p>	<p data-bbox="943 241 1300 271">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="831 331 1193 360">第33条～第34条（現行どおり）</p> <p data-bbox="847 421 1018 450">（監査役の任期）</p> <p data-bbox="831 465 1422 584">第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。</p> <p data-bbox="890 600 1422 719">2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了時までとします。</u></p> <p data-bbox="831 817 1082 846">第36条（現行どおり）</p> <p data-bbox="847 907 970 936">（監査役会）</p> <p data-bbox="831 952 1422 1160">第37条 監査役会は、法令または<u>本定款</u>に定める事項のほか監査役の職務の執行に関する事項を決定することができます。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできません。</p> <p data-bbox="847 1214 1043 1243">（監査役会の決議）</p> <p data-bbox="831 1258 1422 1377">第38条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き</u>、監査役全員の過半数により決定します。</p> <p data-bbox="831 1438 1082 1467">第39条（現行どおり）</p> <p data-bbox="847 1527 1070 1556">（監査役会の議事録）</p> <p data-bbox="831 1572 1422 1691">第40条 監査役会の議事録は、法令の定めに従い書面をもって作成し、出席監査役が記名捺印のうえ<u>当会社</u>に保存します。</p> <p data-bbox="847 1751 1018 1780">（監査役会規則）</p> <p data-bbox="831 1796 1422 1915">第41条 監査役会の運営は、<u>法令または本定款のほか</u>、監査役会が定める監査役会規則によります。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第41条～第44条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができます。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができます。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とします。</u></p> <p>第6章 計算</p> <p>第43条～第46条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>第6条および第8条の変更は、2017年10月1日をもって、その効力を生じるものとします。なお、本附則は、当該変更の効力発生日の経過後、これを削除します。</u></p>

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

取締役会決議日	平成29年 5月10日
定時株主総会開催日	平成29年 6月29日 (予定)
単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更 (変更案第6条および第8条)の効力発生日	平成29年10月 1日 (予定)

※上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式売買の振替手続きの関係上、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以上

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、5 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に集約することを目指しています。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、株式併合（5 株を 1 株にする併合）を実施いたします。

Q 4. 所有する株式数や議決権はどうなりますか。

A 4. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株式数に 5 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。

また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,127 株	2 個	425 株	4 個	0.4 株
例②	1,000 株	1 個	200 株	2 個	なし
例③	978 株	なし	195 株	1 個	0.6 株
例④	425 株	なし	85 株	なし	なし
例⑤	4 株	なし	なし	なし	0.8 株

株式併合の結果、1 株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例①、③、⑤のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金は、平成 29 年 12 月頃にお送りすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りまたは買増し制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。



効力発生前のご所有株式が5株未満の場合（上記の例⑤のような場合）は株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q 5. 株式併合により株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A 5. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、ご所有の当社株式数は5分の1となりますが、1株当たりの純資産額は5倍となります。また、株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

Q 6. 株式併合により株式数が減少しますが、受け取る配当金は減少しませんか。

A 6. 株主様のご所有の株式数は、株式併合により5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただき予定ですので、業績変動など他の要因を別にすれば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 端数株式が生じないようにすることはできますか。

A 7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りまたは買増し制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または証券会社に口座を開設していない場合には後記(※)の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 8. 株式併合後も、単元未満株式の買取りや買増しは可能ですか。

A 8. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式の買取りまたは買増し制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 9. 株主として何か手続きをしなければならないのですか。

A 9. 特に必要なお手続きはございません。

なお、上記Q 4に記載のとおり、5株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。なお、株式併合前のご所有株式数が5株未満の株主様は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りまたは買増し制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q10. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A10. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 29 日	定時株主総会開催日
平成 29 年 9 月 26 日	1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 9 月 27 日	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日	単元株式数変更、株式併合および発行可能株式総数変更の効力発生日
平成 29 年 11 月上旬	株主様への株式併合割当通知の発送
平成 29 年 12 月上旬	端数株式相当分の処分代金の支払開始

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人にお問い合わせください。

※当社株主名簿管理人

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

住 所 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

電 話 0120-288-324 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00 (土日祝日を除く)

以上